

3月24日（月）からの旅券及び証明を申請する際の変更点について

令和7年3月13日
在ポートルランド領事事務所

2025年3月24日から、旅券の仕様が変更され、集中作成方式に移行します。また、同日から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始され、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となります。

これに関して、以下のとおりお知らせいたします。

1. 旅券の仕様変更と集中作成方式への移行

（1）2025年3月24日（月）から、偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始されます。当事務所申請分については、同日午前0時（当地時間）からの移行となります。

（2）また、2025年3月23日（日）までに申請されても、書類の不足等があった場合には、当事務所における旅券の作成が間に合わず、日本国内で旅券が作成されることになる場合がありますので、申請の際には必要書類が整っているか今一度ご確認いただくなど、十分ご注意ください。

（3）以前にご案内したとおり、現在は、旅券の申請から交付まで約1週間程度で行っておりますが、3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当事務所まで配送されることとなるため、2週間から1か月程度の日数を要することとなります。日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。なお、現在お持ちの旅券は有効期間まで使えます。

（4）具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えしますが、交付準備が整った段階で再度ご連絡します（窓口での書面申請の場合はEメール連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。）。

2. 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の提出

（1）令和7年3月24日（月）から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。当事務所申請分については、同日午前0時（予定、当地時間）から連携開始となります。

（2）これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請（例：パスポートの新規申請や婚姻証明など）において、申請者が「戸籍電子証明書提

供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄(抄)本の提出が不要になります。(従来どおり、紙の戸籍謄本での提出も可能です。)

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間 3 か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村の HP 等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトに公開される予定です(3月24日予定)。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

(3)「オンライン在留届(ORR ネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(4) 窓口で提示された「符号」により在外公館側で「戸籍電子証明書」を確認するためには20~30分程度の時間がかかり、その間お待ちいただくこととなります。申請の際は時間に余裕をもってご来館ください。

なお、窓口にてお待ちいただく時間を短くするために、当事務所宛にメールにて「符号」をあらかじめご連絡いただくことも可能です。

3. 旅券のオンライン申請サービス停止

集中作成及び戸籍連携への移行に伴い、3月23日(日)午前3時から3月24日(月)午前0時まで(当地時間)、旅券のオンライン申請が停止になりますのでご注意ください。

(参考)

●旅券のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

●証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html